

東京都婦人既製洋服製造業 最低工賃が改正されました

都内の家内労働者とその委託者のみなさんへ

東京労働局労働基準部賃金課

**令和6年8月31日から、東京都内において婦人既製洋服製造業に係る
まとめの業務に従事する家内労働者及びその委託者に適用される最低工賃
が、裏面のとおり、改正（発効）されました。**

家内労働とは、製造・加工業者などから婦人既製洋服の半製品等物品の提供を受けて、自宅などにおいて、一人若しくは同居の親族とともに、その物品の製造又は加工等に従事することをいいます。

加工等を行い、委託料（工賃）を支払われる人を「家内労働者」、家内労働者に直接物品を提供して製造や加工をお願いする人を「委託者」といいます。

家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的として、家内労働手帳、工賃支払いの確保、最低工賃、安全衛生の措置などの事項について定めた法律が「家内労働法」です。

家内労働法により、委託者には、次のようなことが義務付けられています。

- ・ 委託者は、家内労働者に、工賃の支払方法その他の委託条件等を記載した家内労働手帳を交付しなければなりません。また、委託者は、委託時に工賃単価等を、物品受領時に受領した数量等を、工賃支払時に工賃額等を、それぞれ家内労働手帳に記入しなければなりません。
- ・ 委託者は、工賃締切日までに受け取った物品の全部の工賃を、その締切日から1か月以内に支払わなければなりません。
- ・ 委託者は、最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。
- ・ 委託者は、委託状況届（毎年4月1日現在の委託業務の内容、家内労働者数等を記入）を4月30日までに所轄労働基準監督署に提出しなければなりません。

☆☆ 東京都婦人既製洋服製造業最低工賃改正のお知らせ ☆☆

品目：ワンピース、ジャケット、コート、スカート又はパンツ（スラックス）

工賃は工程・規格の区分に応じ、下の表の金額以上でなければなりません。

工 程	規 格	金 額
身返し端まつり（千鳥）	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 19円
身返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上	10センチメートルにつき 22円
すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき 29円
スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 26円
かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 32円
	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 28円
ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻き2～3回	1個につき 17円
	18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻き4回以上	1個につき 17円
	20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻き2～3回	1個につき 18円
	20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻き4回以上	1個につき 18円
	2つ穴、力ボタンつき	1個につき 24円
鎖糸ループ付け	糸ループの長さ3センチメートル	1か所につき 13円
	糸ループの長さ5センチメートル	1か所につき 20円
ベント止め又はブリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき 14円
そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上	10センチメートルにつき 24円
そで口裏まつり		10センチメートルにつき 22円
ファスナー裏まつり		10センチメートルにつき 22円
襟付けまつり		10センチメートルにつき 21円
ウエスト裏まつり		20センチメートルにつき 27円
肩パット付け	内パット	1組（1着分）につき 62円
	外パット	1組（1着分）につき 59円
カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき止め	1着分につき 70円
襟付け	襟カバーまつり、かんぬき止め	1枚につき 35円
バックル付け	ベルトの幅が5センチメートルのもの	1個につき 18円

詳しくは、東京労働局労働基準部賃金課（03-3512-1614）又は東京都内の各労働基準監督署・支署にお問い合わせください。

東京労働局ホームページ
（家内労働関係）QRコード ⇒

